

(仮称)文化芸術ホール整備に向けた気運醸成事業支援業務委託 第一次審査評価表

評価項目	様式	評価の視点	評価の基準	評価係数	各委員配点	A事業者(特定非営利活動法人 芸術公社)					計	最高点			
						委員Ⅰ	委員Ⅱ	委員Ⅲ	委員Ⅳ	委員Ⅴ					
I 基本事項の評価															
1 専門技術力 (実績、経験年数) 【事務局採点】	様式 3・4・6	文化芸術に関するシンポジウムの ・類似業務の実績 ・管理者及び担当者の本業務に有効な経験年数		2	10	10	10	10	10	10	50	50			
		文化芸術に関するワークショップの ・類似業務の実績 ・管理者及び担当者の本業務に有効な経験年数 (事務局が客観的視点により採点)	・類似事業数 (1事業1点、2事業2点…5事業以上5点) ・担当者経験平均年数 (1年3点、2年4点、3年以上5点) ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	2	10	10	10	10	10	10	50	50			
		文化芸術に関するリサーチ・人材育成の ・類似業務の実績 ・管理者及び担当者の本業務に有効な経験年数 (事務局が客観的視点により採点)		2	10	10	10	10	10	10	50	50			
II 企画提案の評価															
1 基本姿勢について															
(1)	区民の理解促進	様式 5-1	・区民の文化芸術への理解促進に向けた考え方が明確かつ適切か。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	2	10	8	6	10	6	6	36	50		
(2)	他分野・地域資源との連携	様式 5-1	・他分野との連携や地域資源との関係性構築に向けた考え方が明確かつ適切か。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	2	10	6	6	10	6	6	34	50		
2 提案内容について															
(1)	シンポジウム・ワークショップ	様式 5-2	・事業の目的に合致した企画内容、出演者の招へい等が提案されているか。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	4	20	16	16	20	12	12	76	100		
			・区の現状や課題を認識し、多くの区民の文化芸術への理解促進につながる内容か。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	4	20	16	12	20	12	12	72	100		
(2)	アソシエート・リサーチャー(研究員)	様式 5-2	・研究員を募集し選定する方法が明確で、かつ実現するための専門性を備えているか。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	3	15	9	9	12	9	9	48	75		
			・研究員が将来的に区に貢献できる人材となるよう、人材育成の視点を持ち、勉強会の内容等が工夫されているか。 ・リサーチとシンポジウム等と関連するよう工夫されているか。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	4	20	16	12	16	12	12	68	100		
(3)	独創性・発展性	様式 5-1 5-2	・独創性のある魅力ある企画内容か。 ・ホール開館に向けた発展的な内容か。	各委員が6段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	3	15	9	9	15	9	9	51	75		
3 実現性について															
(1)	スケジュール・進捗管理の的確性	様式 5-2	・スケジュール及び進行管理は的確か。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	3	15	9	9	12	9	9	48	75		
(2)	実施体制の的確性	様式 6	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	3	15	9	6	12	9	9	45	75		
4 安全対策について															
(1)	情報管理	様式 6	・情報の管理体制は適切か。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	2	10	8	8	8	6	6	36	50		
(2)	安全管理	様式 6	・感染症や事故に対する事前・事後の取組は適切か。	各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 詳細は別表のとおり。	2	10	6	10	8	6	6	36	50		
5 見積額の評価															
(1)	見積価額 【事務局採点】	見積書	・参考事業規模に対する見積額により採点 ・見積価格が適切で業務量と整合しているか。 ・算出根拠が明確に示されているか。	事業規模上限額に対する見積額の割合を5段階で評価とする。 5:70%以上77.5%未満 4:77.5%以上85%未満 3:85%以上92.5%未満 2:92.5%以上100%以下 1:70%未満 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	2	10	4	4	4	4	4	20	50		
I 基本事項の評価 及び II 企画提案の評価 計															
						事務局採点 計①	40	34	34	34	34	34	170	200	
						各委員採点 計②	160	112	103	143	96	96	550	800	
						小計③ (①+②)	200	146	137	177	130	130	720	1000	
III 加点項目															
ア	区内事業者優遇 【事務局採点】	—	区内事業者に該当	各項目に該当する場合、事務局採点計①の配点(満点)の5%を加点する。 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	—	2	0	0	0	0	0	0	10		
イ	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 【事務局採点】	—	ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に該当	各項目に該当する場合、事務局採点計①の配点(満点)の5%を加点する。 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	—	2	0	0	0	0	0	0	10		
ウ	障害者雇用の評価 【事務局採点】	—	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に該当	各項目に該当する場合、事務局採点計①の配点(満点)の5%を加点する。 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	—	2	0	0	0	0	0	0	10		
エ	環境配慮に対する評価 【事務局採点】	—	ISO14001の認証等に参加している事業者に該当	各項目に該当する場合、事務局採点計①の配点(満点)の5%を加点する。 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	—	2	0	0	0	0	0	0	10		
オ	災害協定活動に対する評価 【事務局採点】	—	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合	各項目に該当する場合、事務局採点計①の配点(満点)の5%を加点する。 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	—	2	0	0	0	0	0	0	10		
カ	女性活躍推進に対する評価 【事務局採点】	—	厚生労働省が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定(又はプラチナえるぼし認定)」を受け、かつ、プロポーザル参加申請時に認定日が行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っている。	各項目に該当する場合、事務局採点計①の配点(満点)の5%を加点する。 ※上記により事務局が採点し、各委員の採点とする。	—	2	0	0	0	0	0	0	10		
III 加点項目 計						加点項目 計④	12	0	0	0	0	0	60	割合	
一次審査 結果						合計 (③+④)	212	146	137	177	130	130	720	1060	68%
講評等(ポイントとなった事項など)					(別表)評価の基準 ※各委員による評価項目の採点基準 各委員が5段階で評価し、評価係数を乗じた数を評価点とする。 5:非常に優れた提案である 4:優れた提案である 3:普通の提案である 2:どちらかと言えば劣った提案である 1:劣った提案である又は提案なし										